

令和8年度 第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

(令和8年8月24日作成)

1	開催日時		令和8年7月21日（火曜日） 14時30分から16時30分
2	開催場所		市役所本庁舎9階 第1会議室
3	出席者		
	(1)	委員	東本 愛香委員、秋月 正夫委員、土佐 一仁委員、 深木 賢委員、萩原 壮一郎委員、吉野 将太委員、 戸松 篤司委員、磯部 晴子委員、平川 修委員、 川名 尚委員、小林 英俊委員、伊藤 一茂委員、鈴木 由佳委員、 清水 博和委員、小出 正明委員、森岡 容子委員、本山 友行委員、 友野 剛行委員、工藤 智子委員、飯ヶ谷 徹平委員、 村松 裕須圭委員、文川 和雄委員
	(2)	事務局	村上福祉政策課長、横田課長補佐、内田係長、原田主任主事、 小又主任主事、須藤主事
	(3)	その他	千葉刑務所、市原青年矯正センター、千葉少年鑑別所、 千葉地方検察庁、岡部福祉サービス部長、山本生活支援課長 矢川係長、古川市民安全推進課長補佐、白戸係長
4	欠席者		内間 康二郎委員、武田 侑紀委員、工藤 光恭委員、 高岡 重行委員
5	議題及び公開非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由		
	(1)	議題	①令和7年度 犯罪被害者等支援事業 実績報告（市民安全推進課） ②子どもの進路選択支援事業について（生活支援課） ③リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために 船橋市再犯防止支援ガイドブックの発行について ④次期再犯防止推進計画について ⑤その他
	(2)	公開・非公開の別	公開
	(3)	非公開の場合の理由	
6	傍聴者数 （全部を非公開で行う会議の場合を除く。）		0名
7	決定事項		議題①について、市民安全推進課より報告の上、意見交換を行った。 議題②について、生活支援課より報告の上、意見交換を行った。 議題③及び④について、事務局より報告の上、意見交換を行った。 議題⑤において川名委員より書籍の紹介等があった。
8	議事		別紙のとおり
9	その他		
10	問い合わせ先		船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課 政策推進係 電話 047(436)2383 fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

令和8年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

事務局	ただいまより、令和8年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めております福祉政策課課長補佐の横田と申します。よろしくお願いいたします。 はじめに、事前に送付いたしました資料について確認をさせていただきます。 ・ 次第 ・ 席次 ・ 令和7年度犯罪被害者等支援事業支援状況等 資料1 ・ 犯罪被害に遭われた方へ 支援のご案内 リーフレット ・ 子どもの進路選択支援事業について 資料2 ・ 「リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために ～船橋市再犯防止支援ガイドブック～」の発行について 資料3 ・ ガイドブック周知用チラシ 資料3-2 ・ 次期再犯防止推進計画について 資料4 ・ 船橋市再犯防止推進計画 概要版 資料4-2 ・ 船橋市再犯防止推進計画 冊子 ・ 再犯防止・社会復帰支援の実務 資料5 以上が事前に事務局より送付した資料です。 また、本日追加資料として、 ・ 子どもの進路選択支援事業についてのホチキス止め資料 ・ 子どもの進路選択支援員の職員募集要項 ・ 出席者名簿 ・ 東本会長作成資料 ・ 支援の絆 ・ 千葉県就労支援事業者機構のパンフレット を机の上に置かせていただいております。 不足している資料がございましたらお申し出ください。
-----	---

	それでははじめに、今回から新たにご就任いただいた委員に委嘱状を交付します。 福祉サービス部長から交付させていただきますので、氏名をお呼びいたしましたらその場でご起立いただきますようお願いします。 (委嘱状交付) ありがとうございました。 改めまして委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日は委員のほか、千葉刑務所の海野様、市原青年矯正センターの長谷川様、千葉少年鑑別所の芳野様、千葉地方検察庁の川名様にそれぞれご出席をいただいております。また、船橋警察署の内間委員からは欠席のご連絡をいただいております。 次に、マイク的使用方法についてですが、スイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。 それでは、今回多くの委員の変更もございましたので、改めてではございますが、委員と本日お越しいただいている関係機関の皆様からひと言ずつご挨拶いただければと思います。 東本会長から時計回りをお願いできればと思いますが、よろしければ東本会長から順番をお願いいたします。
各委員	(各委員より自己紹介)
事務局	委員の皆様ありがとうございました。 それでは、以後の議事は東本会長に引き継がさせていただきます。東本会長、よろしくお願いいたします。
東本会長	かしこまりました。それでは、次第に沿って、議事を進行いたします。 皆さま、議事の円滑な進行について、どうぞご協力をお願いいたします。 議事に先立ち、会議の公開及び傍聴について事務局から願います。

事務局	会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願いいたします。 なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。 続きまして、傍聴についてです。本日の会議を公開することとし、傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。 なお、本日の傍聴者はございません。
東本会長	それでは、議事に移らせていただきますが、その前に少し時間をいただければと思います。 まずガイドブックの作成にあたって、事務局の皆様には本当に丁寧に取りまとめていただいてありがとうございました。 委員の皆様にもそれぞれの立場から多くの意見をいただきました。昨年度から関わっていらっしゃる方については、本当にありがとうございます。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。 手元にある方もいらっしゃると思います。PDFでもダウンロードできるかと思うのですが、私も、千葉県以外の施設にも、しっかりと広報している中で、いいねと言われていて、当初の1つの目的に沿った、船橋市に帰る人にも帰らない人にも届くようになっていうところには1つ沿えたのではないかなと思っています。 またですね、本日お手元に参考資料として私の方で、最近の動向をお配りいたしました。 今日は詳しくお話しする時間はありませんが、特に新しくご参加いただいている皆様にも、このネットワーク会議ではなぜこうしたちょっと幅広の議題を扱っているのか、その背景を共有できればと思って作成させていただきました。この会議、かなり多領域の方が参加している会議になってはいますが、人数が多くて、中身のない会議にはなっていないように私は思っておりますので、どうしてこうやって幅広の方が参加しているのかということを改めてご紹介できればと思いました。 実は私もこの再犯防止推進計画に関わるようになって、どう

して再犯防止は国の施策なのに、自治体が計画を作らなければいけないんだろうっていうことが、あんまりよくわかっていない部分もあったんですけれども、近年、この委員の先生方たちとこうやって議論を重ね、自分の中で少し理解したところがあって、矯正施設での教育とか更生保護とか制度の整備などは国が主体になっていて、そこにお金がついているっていうところは事実なんですけれども、その中で基本的な方向性も多分国の計画で示されているので、今日から議論になる次期の計画についても大幅に国の計画と変わるというようなことは、あんまりないだと思いますが、その一方でその計画を地域で船橋市としてどういうふうに受けとめて、地域のニーズや受け皿を踏まえながら整理し、取り組めるような体制を確認し続けていくことっていうのは、自治体や地域でしかできないことなのかなっていうふうに思います。

この船橋市の、規模感やこの窓口の中で受け入れるときに、どういった対応ができるのかとか、今の状態でできるのかできないのか、やるとしたらどういうことがあるのかっていうところは、地域の声で作っていかなければいけないのかなというふうに理解しております。

この会議では被害者支援や子どもの支援、ガイドブックについてもまた検討していきますし、そして今お話したように、次期再犯防止推進計画についてもお話するんですが、一見すると別々に見えるテーマなんですけど、まさにガイドブックのタイトルにある、「地域で安心して暮らせる社会」をどうつくるのかという共通の視点で議論することには変わりないのかなというふうに思っています。

全然違う話ですが、出所した人の結構有名な映画を実家で母と観ていたら、その姿に、どうしてこう、不器用になってしまうのかしらねみたいなことを彼女が言ったときに、きっと不器用なことって誰にでもあって、手続きが苦手だったり、誰かに相談することが苦手だったり、人と話す、会うことも苦手だったりする人、もしくはここにいてもいいと思えるまでに時間がかかったりとか、そうしたことを地域でどんな資源の関わりで補っていけるのかというご意見を、いろんな先生方の皆様からいただくというのがこの会議の大事な役割かなっていうふうに思っています。

「再犯防止」と言いますけれど、不器用な人たちの不器用になってしまうときにその不器用さをどこがどうやって補うっていう取組が私達ができるのかっていうところに対してのご意見をたくさん出していただければいいと思っていまして、できれ

ばですね、支援が届いてほしい人に伝わらなければいけないので、私達一人一人が伝達係になっていくってことが大事なかなと思っています。

なので、再犯防止の計画というふうにはなっていますが、結果として再犯防止に繋がるような、そして何か地域づくりと関わりづくりとかっていうところにご意見をいただければと思っています。

今日そこまでいくとちょっと難しいんですけど、次期再犯防止推進計画についても、このネットワーク会議で議論していくということにはなっておりますが、計画を作ること自体が目的ではございませんので、結果として再犯防止に繋がるような活動や発信とかアイデアをご検討いただければというふうに思っています。

今回完成したガイドブックも長年地域に関わったり、住んでいて、知っていること、もしくは知らなかったこともたくさんあるのではないかなと思います。

住んでいても知らないようなことを、住んでいなかった人が数日間で知るってということがいかに大変なのかっていうところを考えた上でのガイドブックになったかなというふうに思っていますので、探すのに疲れてしまう前とか諦めてしまう前に届くような、何か発信というの、ガイドブック作って終わりではなくて、ご意見等々を伺えればというふうに思います。

なんかちょっと、事例をとっていうところで考えると難しいんですが、長く海外に行った人が日本に帰ってきて、今日本の状態をあんまり知らないっていうところの中で生活を始めるっていうときに、本当に必要なものが何かそれが手が届かなかったときに、私達がもし器用じゃなければ、どんなことになるのかってというのは、誰しも起こることだと思いますので、もちろん再犯防止っていうところでこの会議は開かれますけれども、もっとですね、地域の一員として、委員の皆様のご意見とかを多く伺えればいいと思いますので、それぞれのお立場から率直なご意見を出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ると、ちょっと幅広なテーマになりますので、ちょっと前段階としてお話をさせていただきました。

それではですね議事の一つ目に移りたいと思うんですが、令和7年度犯罪被害者等支援事業についての実績報告という形でご報告いただきます。

昨年度第2回の会議において、委員の方よりですね被害者支援の進捗状況についても、この会議の場で共有したいという

市民安全推進課	ことでご意見をいただきました。 ですので、本日は市民安全推進課の方にお越しいただいております。 市民安全推進課からお話しただけということですので、よろしくお願いいたします。 市民安全推進課課長補佐の古川と申します。 本日は貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 本日は、令和7年4月1日から開始いたしました「犯罪被害者等支援事業」について、支援体制や支援内容、支援実績のご報告をさせていただきます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 本市における「犯罪被害者支援に係る業務」につきましては、私共市民安全推進課において、令和6年度から、条例の整備や、庁内体制の構築、庁外関係機関との協力体制の構築等に向けて、検討を進めて参りました。 そして令和7年第1回市議会定例会において、「船橋市犯罪被害者等支援条例」を可決いただきまして、同年4月1日の条例施行とともに、本格的に犯罪被害者支援事業をスタートいたしました。 お手元にごございます資料のうち、薄ピンクを基調としたカラー両面刷りの資料をご覧ください。真ん中の上の四角囲みの部分です。 支援体制についてご説明いたします。支援事業を開始した令和7年4月1日より、相談専用ダイヤルを開設するとともに、専門の相談員を配置して、対応しております。また面談においては、専門の相談員とともに、職員も同席し対応しております。 ご相談いただいた際は、当課で実施している支援内容をご説明するとともに、必要に応じて市で実施している既存の行政サービスのご案内や、関係機関のご案内・取り次ぎなどを行い、船橋市として犯罪被害者にどのようなご支援ができるのかを第一に考え、日々業務に取り組んでいるところでございます。 それでは、当課で実施している具体的な支援の内容及び、令和7年度支援実績について、担当係長よりご説明いたします。
市民安全推進課	犯罪被害者等支援事業を担当しております、安全推進係長の白戸と申します。よろしくお願いいたします。 薄ピンクを基調としたカラー刷り資料の裏面、中央上部に「船橋市の支援」と記載された面をご覧ください。左面上部の経済的支援からご説明いたします。

	市では、犯罪被害に遭われた当時、船橋市民である被害者ご本人及びご家族、ご遺族に対し、各種の金銭的支援を行っております。 被害の状況に応じ、第1種から第5種までの支援金を支給しております。第1種は犯罪被害により亡くなられた方のご遺族に対し、30万円を支給するものです。 第2種及び第3種は、重症病に対しての支援金で、2種は療養1か月以上、3種は療養3週間以上の診断を受けた方を対象として、記載の金額を支給するものです。 なお、第1種及び第2種については、千葉県でも見舞金という名称で支給されておりますが、重症病に関しては、県においては療養1か月以上に加え、入院3日以上要件が付されております。 また、第3種支援金については、本事業を開始した令和7年4月時点で、近隣で実施している自治体はなく、船橋市独自のものとなります。これは、制度設計の段階で、有識者の方々からのご意見として「療養1か月に満たないまでも、支援を必要としている被害者はいらっしゃるの、市として是非手を差し伸べていただきたい」というお話をいただいたことから、独自の区分として設けたものです。 第4種、第5種支援金については、ともに性犯罪被害に対する支援で、第4種が不同意性交等、第5種が不同意わいせつの被害に対してそれぞれ記載の金額を支援するものです。 続きまして、資料の左側下段、居住の安定の支援以降の各支援についてご説明いたします。 先ほどの経済的支援は、県でも見舞金として支援しておりますが、この居住の安定の支援以降の各支援については、県にはなく、各自治体独自のものとなります。 さらに、この居住の安定の支援以降の各支援について、他自治体では、実際に各サービスを利用した際の領収書やレシートを保管しておき、市に申請する際にかかった費用分を申請させる、いわゆる「償還払い」の方法をとっておりますが、これについても有識者の方々からのご意見として「被害に遭われて精神的、身体的に疲弊、混乱している被害者に対し、領収書やレシートを保管させ、提出する方法は大変な負担であり、支援の利用を躊躇させる原因となるので、船橋市では工夫してほしい」というお話をいただきました。このことから、本市では、被害者との面談の際に各支援金について丁寧に説明し、「今後各種サービスの利用の予定はあるか」の意向確認を行い、「予定あり」とした場合は申請いただき、資料に記載の金額を全て支給する、
--	--

	という方法といたしました。 また、各サービスの利用有無の事後確認も行っておりません。被害者ご本人や、そのご遺族の方々が一日でも早く、再び平穏な生活を営んでいただきたいという想いを込めて、このような制度といたしました。 それでは改めて、居住の安定の支援についてご説明いたします。犯罪被害により現住居に居住することが困難となり、転居を必要とする方や、家屋の汚損、破損等の復旧を必要とする方に対して20万円を上限2回支給するものです。この2回というのは、転居先での再被害や二次的被害の対策として2回目の転居まで支援の対象とするものです。 続いて資料の中央オレンジ色の部分、日常生活等の支援についてご説明いたします。被害により身体的・精神的に家事や食事の用意が難しい被害者やご家族に対し、家事支援や配食支援、一時保育・一時介護支援が必要な場合、それらの各サービスを利用する際の費用に充てていただくため、それぞれ記載の金額を支給するものです。 続きまして、資料の右側、緑色の部分をご覧ください。上から順に、法律相談の支援として、法律問題の解決のために弁護士による法律相談が必要な方に対して1回1万円、上限2回分を支給するものです。 その下の部分をご覧ください。裁判手続の支援として、裁判手続等支援金、これは、被害に係る裁判に出席する場合や、警察の事情聴取など捜査機関への協力が必要な場合に、旅費や宿泊費等を支援するためにご家族1人当たり5万円を支給するものです。 なお、これらの金銭的な支援は、被害に遭われたときに船橋市民であることなどの要件がございます。 これらの金銭的な支援以外のその他の支援といたしましては、安全の確保のために防犯に係る指導や助言、被害者支援の必要性を事業者の方々に知っていただくための措置や、精神的な被害に対する相談支援の情報提供などを行っております。 続きまして、令和7年度の支援実績についてご説明いたします。資料1をご覧ください。 先行他自治体の事業開始初年度の申請実績を基に、船橋市の人口等から換算し、当初予算額は17件分、429万円を計上しておりました。 実際には、14件に対し、476万円を支給し、不足分の約50万円を流用等で対応いたしました。 内訳といたしましては、令和7年度は殺人事件に係る申請が
--	--

	なかったことから第１種支援金は０件、傷害事件に係る支援としては第２種、第３種合計で７件、性犯罪に係る支援としては第４種、第５種合計で７件となりました。なお、このうち被害者が未成年である事件については、第４種、第５種でそれぞれ１件ずつ、計２件ございました。 家事等支援金以下の支援につきましては、配食支援金、法律相談支援金、裁判手続等支援金の支給件数が多い状況でございました。 その理由としては、食事の用意が困難な状況であるケースが多いこと、警察からの事情聴取や裁判への参加の機会がご家族様を含めて多いこと、またこれらはご家族１人ごとにご支援するものであること、などが挙げられます。 令和８年度予算につきましては、先行自治体の事業開始２年度目が、初年度より支援件数が増加する傾向にあることから、令和７年度予算と同様に船橋市の人口等から換算し、１８件分５７７万円を計上しております。 犯罪被害者等支援事業の支援内容及び支援実績についてのご報告は、以上となります。ありがとうございました。
東本会長	ありがとうございました。 市民安全推進課から犯罪被害者等支援事業について説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。
友野委員	はい、友野です。 犯罪被害者の定義について教えていただきたいんですけども、具体的に言うならば、第４種、第５種支援金に該当する場合についてです。刑事事件として、刑が確定して以降なのか、実際にはそうでない場合も、ふさわしい場合があるような印象がありまして。市内で起こった事件、私が知っている範囲で見ても多いので、そういう場合も対象になるのかどうか、実際には加害者、市内の高校であった例で言うと、加害者が退学処分の一つ前で、被害者は、やっぱり学校にいられないからということで、他県に家族ごと転居しました。こういったケースも対象になりうるのか。
市民安全推進課	ご質問ありがとうございます。 まず被害者の定義ですが、客観的に被害に遭われたということが、まず確認できるということで、被害届を提出していただいて、その被害届の内容で、第１種から第５種までの被害の状況がわかるのであれば、支援の対象としております。

東本会長	国の給付金では、確かに刑の確定後の最終的なもので支給すると伺っておりますが、そのやり方ですと支援するまでに年単位で時間がかかってしまうケースもございますので、我々基礎自治体としては、直ちに支援をさせていただきたいというところで、まずはその被害届の状況を確認でき次第、支援対象とさせていただきます。 それから、支援の要件ですが、被害を受けたときに船橋市民であるということが条件となっておりますので、仮に都内で事件に遭われたとしても、船橋市にお住まいの方であれば、これは支援の対象となっております。 以上です。 ありがとうございます。 おそらく国だと金額も大きな給付金があるので、刑が確定して金額が決まるってこともあるかと思います。 市の支援についてはかなり迅速だと思っています。 少額とは言いませんけれど、大きな額ではない、私にしては大きな額ですけど、すぐに出せるというところや、領収書とかがいらないっていうのは、やはり大きなところかなというふうに思いますし、大きな決断かなというふうにも思ったりします。予算の読みなども、すごい計算で、なかなか大変だなと思いますが、500万円ぐらいの規模を迅速に出せているということで、市の規模ではないんではないかなというふうに思いますので、維持できるようにというところはすごく重要だなというふうに思います。 実際に被害を受けた方に迅速に届くようにっていうのと、たらい回しされることでそのうち受けたくないということになってしまうと思いますので、窓口がこうやって集約されているっていうところと一括で支援の提示が受けられるのはすごく良いのかなと思います。 ですので、申出がしやすいように、各種サービスの使用意向をきっと窓口の方も丁寧に対応されていると思うんですけど、どんな対応をされているのかみたいなのも、今後何か教えていただけるとありがたいなというふうに思います。 なかなかサービスを申し出るっていうのも勇気のいることかもしれないし、転居についても最近話題ですけど被害に遭われた方が転居されてその情報が出ちゃっているところもあるかと思いますので、そういった2回受けられるとかっていう市独自の取り組みっていうのは続けていっていただけるといいなと思いました。
------	--

清水委員	清水です。 今の話なんですけど、申請のさかのぼり、いつからいつまでってというのは、基本的には年度なんですか。それと、示談しちゃったケースはダメとか、他にこういうルールとかってあるんでしょうか。
市民安全推進課	まず申請いただく期限でございますが、これは内規により被害を知った日から１年以内とさせていただきます。 それから、示談した場合についてですが、示談の有無に関わらず、被害を受けているという状況に変わりはありませんので、被害届を出されて、警察が受理して事件番号がついて、その時点で我々の支援の対象となりますので、その後に示談が成立した場合でも、我々としては要件外とはしておりません。
清水委員	ありがとうございます。
飯ヶ谷委員	精神保健福祉士協会の飯ヶ谷です。医療観察法の、心身喪失又は心神耗弱により加害行為を行った人、その被害者の方も対象になるのでしょうか。
市民安全推進課	我々の支援の対象の基準といたしましては、こちらのパンフレットにも記載しておりますが、２・３種の重傷病や、４・５種の性被害という状況が客観的に確認できれば、こういった方であっても、支援の対象とはなります。
飯ヶ谷委員	ありがとうございます。
東本会長	ありがとうございます。 刑が確定しなくてもですとか、医療観察の人からの被害とかを問わず、被害届があればというところで、ありがとうございます。とても大事なことだと思いますし、こういったことで適切なサービスが受けられないことが、そのご家族の生活を崩していくことに繋がっていったしまうと思います。 ありがとうございました。それでは、ここで市民安全推進課は退席となります。 次に、議事②「子どもの進路選択支援事業について」です。 本日は市で今年度から新たに開始した事業のご紹介というこ

生活支援課	とで、生活支援課の方にお越しいただいております。 生活支援課からご紹介いただけるということですので、よろしく願いいたします。 生活支援課長山本と、担当係長の矢川です。 よろしくお願いします。 本日は、直接再犯防止というわけではないんですけれども、生活支援課として、子どもたちを支援する事業を開始いたしましたのでご説明、ご紹介にあがりました。 生活保護は基本的には法定受託事務ということで、市で何か独自で新規でやるってことはあまりないんですけれども、今回、国が令和6年度半ばから補助事業ということで、市が独自にやるものに関して補助金出しますということで「子どもの進路選択支援事業」を立ち上げましたので、船橋市としまして、船橋の生活保護を受けている世帯の子どもたちを支援していきたいという気持ちがありまして、1年半じっくり考えまして今年度から開始になりました。 また今回を含めまして関係するいろんな団体さんの方にも順次ご説明に上がりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。 資料2をご覧くださいと思います。 この事業につきまして、国が6年度秋に立ち上げた事業ですけれども、船橋市は今年度から開始いたしております。 事業の概要を読ませていただきます。 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護受給世帯の子供が、「自分らしく生きる」ことができるように、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る事業です。 家庭環境等の事情により自分の将来について考える機会が少ない子供に対して、専門性を有する支援員による家庭訪問等により「学習・生活環境の改善」、「進路選択等に関する相談・助言」などを行います。生活保護ケースワーカーと連携して支援を行います。 この、支援員と生活保護ケースワーカーと連携して支援を行いますということで立ち上げました。 真ん中の絵が、国が今回の事業に関して立ち上げたポンチ絵ですけれども、こちら見ていただきますと、左側に「子どもの進路選択支援事業」がありまして、右側に「子どもの学習・生活支援事業」などと書いてあります。 国の今回の趣旨としましては、この右側の子供の学習支援などに係る相談事業に関しましては既にいろんな自治体が実施を
-------	--

	している一方で、生活保護受給世帯になかなか届かないという実態がある中で、実際この事業でアウトリーチで訪問して、実際今行っている支援事業に繋げていきなさいと、そういうところが今回の事業の手法になっておりまして、具体的な内容は今回は各自治体に任されております。 そこで船橋市におきましては、現状として船橋市のケースワーカーがいろいろ考えている部分を勘案しまして今回の企画を立ち上げました。 裏面の「(2) 課題」というところをご覧ください。こちらは、ケースワーカーがいろいろ感じているところを集めたものです。 実際ケースワーカー、生活保護では昼間の時間帯に家庭訪問しなさいとなっておりますので、小学校で帰りが早い子はいらっしゃるんですけど、中学高校になりますと帰りが遅くなりますので、なかなか実際、自宅で子供と会うことができません。 進路に関しては、親御さんを経由して話を聞くこととなりますので、実際にお子さんにこの情報をお伝えしてくださいとかお子さんどんなことを考えていますかと聞いてもなかなか生の声が伝わってこないというジレンマは感じていたところです。 また、中学生につきましては市で学習支援事業を実施しておりますし、また高校生に向けても、キャリアサポートのブリッジという事業を行っておりますが、こちらの事業についてもチラシなどをいろいろ配ったり、ケースワーカーから参加しないかという声かけを行っておりますが、なかなか参加が多くないという状況があったり、親御さんが申込みをしてもお子さんがやっぱり行きたくないというところで行かなくなってしまったりという残念な状況があるところです。 また、学習塾に金銭的な理由等で参加できないっていう子もいらっしゃいますし、進学する学校によっては進路等の相談がなかなか難しいところがあります。経済状況を含めた上で相談したいんだけどなかなかそこまでの学校の進路指導の先生によっては情報がないというところもあるというところでいろいろ悩んでいたところで、さらに資料の表に戻っていただきまして一番下の表、こちら、船橋の生活保護受給世帯についての現状なんですけれども、船橋全体で見ますと進学率が高いんですが、生活保護受給者の世帯に関しましては、高校等の進学率、大学等の進学率、高校卒業の就職率などが全部全国平均より低いんです。 というところで、船橋市としても何か支援をできないかというところで考えたのが今回の企画です。
--	--

裏面に戻っていただき、支援内容等なんですけれども、具体的には（１）から（３）のとおりですけれども、国の方ではこの事業を実際に行う支援員として学校の教員ＯＢ等ということで挙げてくれているのですが、船橋市としては、先ほど申し上げた課題でありますとか数字を見た中で、子供が親であるとか家庭のことをよく見ていて、自分は将来どんなふうになりたいなって夢を持つことができなかったりとか、あと親御さんと自分だけで他に何の繋がりがないと、例えば働いている大人を見たことがない、親以外の大人を見たことがないという家庭がたくさんあります。大人になるってどういうことっていうモデルが何もないというお子さんがたくさんいるのではないかと考えました。そういう状況では、将来の自分の姿をイメージすることができない。また、自分が働いて食べていくというような、そんな選択があるということも考えられない状況にあると思いますので、教員ＯＢの「指導」ということではなくて、子供自身も気づいてない、潜在的・心理的なところにアプローチをして、自分は生きるならどうやって生きてこうかなとか、君にはこういう選択肢もあるんだよっていろいろなことを寄り添いながら引き出して、自分はこんなふうに頑張って生きていくんだって気づきをしていただくための専門職としての心理職と、また実際に君はこういうふうにすればそれを実現できるんだよという制度的な面ですとか、お金であるとか生活保護制度の部分を紹介できるようなケースワーカーが両輪でお子さんを支援していくことによって、子供が自分の将来を自分で考えて自分で選んで生きていく、そんなことを実現するための事業として今回立ち上げております。

直接の再犯防止ということではないんですけれども、子どもたちの貧困の連鎖を助けることができると思っておりますのでご紹介させていただきました。

今後事業を行うに当たりまして、この会の皆様にもいろいろご協力いただく場面もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、支援内容の③、④の学習支援事業であるとか、キャリアサポートは、船橋市が今実際行っている事業ですので、こちらに繋げていくということで、いろんな庁内の他の課とも連携して行っているところです。

現在、支援員１人で週３日で勤務してくれておりまして、夕方の時間帯、ケースワーカーと一緒に自宅訪問をしているのですが、こちらもう１人追加で心理士を募集しようと思っております。

	そこで本日お配りしました2つの資料もあると思うんですが、こちらは本当に参考ということで、この事業に関心をお持ちの心理士がいらっしゃいましたらご紹介いただけたらなあと、生活支援課で、こんな事業やってるらしいよということでご紹介いただけたらと思いまして、配らせていただきました。 この事業につきましては、単に心理士の資格を持っているだけではなくて、この事業の子供の気持ちを引き出すであるとか、アウトリーチをするとか、通常イメージされる心理士とは違ったお仕事の仕方をしていただくこともあるので、事業の内容の紹介と、仕事の仕方についてのQ Aを載せております。 こちらをご理解いただける方がいらっしゃればということで、ぜひよろしくお願いいたします。 説明は以上です。
東本会長	ありがとうございました。 生活支援課から「子どもの進路選択支援事業」について説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。
小出委員	社会福祉協議会の小出です。 とても素晴らしい事業だと思うんですけど、今現在どのぐらいの方が申し込まれて、資料では支援対象30名となっていますけど、これ超えちゃったらもう頭打ちなのか、追加でやられるのか、伺えればと思います。
生活支援課	現在のところ10世帯10名から、参加の希望がありました。 実は年度が始まってから心理士の募集をしまして、採用できたのが6月15日なんですね。それから、研修等を行いまして事業を開始しました。先ほどはご説明はしませんでしたけど、中学生から高校生を対象に始めまして、今のところ30としてますけど、もしこれを超えましても調整をしてできるだけ参加希望をくださった世帯は応援しようと思っておりますし、逆に自走できるようになりましたら、もう支援が必要ないという世帯もあるかと思しますので、その辺はまたその抜けたところに入っていただくみたいな形でやっていきたいと思っております。
小出委員	ありがとうございます。
東本会長	心理職で夜に訪問ができるっていう事業やサービスが立ち上がるというのは画期的なことだと思っていますし、生活保護世

事務局	帯の中になるべく、指導をするためではなくて、支援が入っていくっていうところに大切さがあるのかなと思います。そこから、様子がわかったりとかっていうところもあると思いますし、学習指導にお金をかけている家庭が非常に多く散見されるんですけれども、進学をする意欲とかを支援するっていうところであったり、この生活でいいかななんて思ってしまったたり、あとは親御さんのことを思って進学しないという選択肢をするお子さんたち、選んで就職する、しょうがなく就職するんじゃないかって選んで就職するっていうところの支援に家族以外の大人が加わるっていうところは素晴らしい取組で、立ち上がったことが、お金がついて動き出してるってこと自体が、今1名とはいえ、素晴らしい取組ではないかなというふうに私自身は思っておりますので、もし委員の皆様、周りの心理士の方で、意欲がありそうだとすることがありましたら、こういったことが立ち上がっていったって、募集をする予定がありそうだとっていうようなお話とかもしていただければというふうに思いますし、私たちが目の前で見ている人のご家族が、多分生活が苦しくなって、生活保護になっているんだろうなと思う方が施設の中に収容されている方のご家族にもいらっしゃる時に、お子さんたちどうしているんだろうとかって、思うこともありますので、こういったことを私達が知っていることもとても大事なかっていうふうに思います。 詳細は募集要項ということでしたので、伺いたいということであれば、また問い合わせをしていただければというふうに思います。 ありがとうございました。それでは、ここで生活支援課は退席となります。 次に、議事③「リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために 船橋市再犯防止支援ガイドブックの発行について」です。 このネットワーク会議においても委員の皆様から様々なご協力をいただいておりますガイドブックが発行されたということで、事務局からお話しいただけるということですので、よろしくお願いいたします。 福祉政策課長の村上でございます。 事前に送付いたしました資料3『「リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために～船橋市再犯防止支援
-----	--

	ガイドブック～」の発行について』をご覧ください。 本市では、令和7年度において、犯罪や非行の経験から立ち直りを目指す本人、その支援者や地域の方に向けて、様々な相談窓口や支援制度などを掲載したガイドブックを発行いたしました。 資料3-2につきましては、ガイドブックの周知用に作成したチラシでございます。 このガイドブックについては、令和6年度に本ネットワーク会議を設置した後、この会議における主要な議題として協議させていただき、委員の皆様の様々なご意見をお伺いしたうえで作成することができましたので、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。 なお、資料3-2につきましては、ガイドブックの周知用に作成したチラシでございます。 資料3の「2. ガイドブックの周知状況」についてでございますが、まずは、「①市ホームページへの掲載等」についてですが、ガイドブックについては、市ホームページにおいて公開しております。 また、今月が再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止啓発月間」であり、また「社会を明るくする運動強調月間」とされていることから、特設ホームページを作成、市公式Xで発信するとともに、7月6日～10日に行った本庁舎1階の社会を明るくする運動関連展示会において、チラシや冊子の配架を実施いたしました。 なお、特設ページについては、資料にございます二次元コードからアクセスしていただけますので、後ほどご覧いただけますと幸いです。 次に「②関係機関への個別周知」についてでございますが、このガイドブックについて、様々な関係機関にもご活用いただくため、こちらに「周知先」と記載した関係機関に対し冊子配布、チラシ配布またはホームページの案内等により個別に周知を行っております。 関係機関への周知に当たっては、本ネットワーク会議の委員にとどまらず、関係機関に所属されている会員の皆様などにも周知を行わせていただくため、委員の皆様の協力を得て関係機関のホームページやSNS等での周知に協力いただいております。こちらに関しましてもご多用のところ多くの委員の皆様にご協力いただき、ありがとうございました。 また、船橋地区保護司会様の皆様には、研修会のお場をお借りして福祉政策課からガイドブックの活用方法について説明させ
--	--

東本会長	ていただく機会を設けさせていただきました。 なお、ガイドブック発行後、まだ日が浅いところではございますが、ホームページに設けたオンラインアンケートフォームから「今後活用していきたい」などのご意見を頂戴したほか、実際にガイドブックをきっかけに相談が入ったなどのお話もまだ少数ではございますが、伺っております。 資料３の「３．今後について」でございますが、今後、さらにガイドブックを多くの方に知っていただき、また、効果的に活用していただくというところが重要になってくるかと思しますので、引き続き広報・周知活動を行っていきたいと考えております。 また、掲載内容についても、時点更新はもちろんのことですが、より使いやすい内容になるように時機を捉えて見直しを図っていきたいと考えております。 ただ、見直しを行うに当たっては、もう少し間を空けてからかなとは考えておりますが、周知先の関係機関等にアンケートなども行わせていただき、今後に生かしていきたいと考えております。 より良い内容の検討や周知に努めていくためにも、委員の皆様からのご助言をいただければ大変ありがたく存じます。また、活用事例などもございましたら、ぜひ事務局まで情報をお寄せいただければと思います引き続きどうぞよろしくお願い致します。 資料３の「４.その他（いただいた問い合わせなど）」とありますが、いくつかガイドブックに関連していただいた問い合わせについて QA の形で記載しております。 Q.団体ホームページに、市ホームページ（ガイドブック）のリンクを掲載して良いですか？ A.可能です。ぜひ周知にご協力をお願いいたします。 Q.関係者にチラシを配りたいので、チラシが欲しい。 A.福祉政策課に必要部数と送付先をお知らせください。チラシのデータが欲しいという場合も対応可能ですので、その際は福祉政策課までご連絡ください。 としております。 最後にガイドブックのホームページのコードを記載しております。こちらからアンケートの回答いただけるようになっております。 ガイドブックに関しての説明は以上です。 ありがとうございました。 事務局からガイドブックについて説明いただきましたが、何
------	--

千葉刑務所	かご質問等はございますか。 我々、昨年度以前から関わっていた委員としては、発行するのを知っているので、できましたっていう感じもありますけど、何かそれ以外のルートで目にしたことがあるとか、それ以外もおっしゃってくださったり、どこかで見たよとかってお話を聞いたとか、何かこの時点でまた教えていただければと思います。 千葉刑務所の福祉専門官の海野です。 このガイドブックをつい先週、初めて面接のときに手にする機会がありまして、ちょっとまだ報告できるレベルの綺麗なものではないんですけども、せっかくの機会ですので、また事務局さんの方に改めて詳しくお伝えできればと思いますが、お話しさせていただきます。 大まかなんですけども、船橋市民の方、先週末に入ってこられまして、今回は労役ということですので期間は短いんですけども、船橋市の医療機関にもかかられていて、生活保護を受けていて、帰住先としてはまた船橋市を希望、ただ現地で家がない、お金がない、身寄りがないという状況、加えて精神疾患であったり、あと足も悪い、年齢的には高齢者の方がおられました。 面接のときにこれをどう活用したかといいますと、まだ今後どういう支援計画を立ててどういったところを使ってというよりは、元々資源を使われていたパターンで、ただ、本人がそれをうまく説明ができない。 病院に入院していたけど、どこに入院したかもわからないし、市役所に行ったことがあるかどうかもちっとよくわからない。 ただ、いくつかの支援機関の方が多分関わってくださっていたのであろうという状況の方でした。 という状況の中で、このガイドブックを使って、地図もついているので、お見せしながら、本人がここだっていうところと、地図でも大体の地域がこちらでも把握できたので、今後のステップとしましては、実際に、本人から同意書を得られましたので、関わってくださっていたであろう支援機関の方と連絡を取って、今後どうしていくかということを組み立てていきたいなというような状況です。 本人自身がどういった支援を受けていたかっていうのを、あまりよくわかっていない方だったので、それはこういった支援機関の方なんだっていうのを確認する意味でも、有効なものだと感じました。
-------	---

東本会長	ありがとうございます。とても大事な使い方ですね。 ここだったかなとかそこだったかなとかっていう形もそうですし、それを確認しながら一緒に丸つけたりとかすることもある意味、紙面上できたりもするのではないかなっていうふうに思いまして、本当に改めて地図をつけてよかったなって思ったりもしています。 先ほどもお話あったように、本当に正しい情報であることはもちろん大事なんですけども、海野先生のように情報を知っている方に面接で会えるということ、ガイドブックの作成のときも申し上げたように、別の面接場面とかでも病院に通ったことがあるとか制度を受けたことがあるって言うてくれたときに、どれかが我々がわかっていないと、その時点で何か話をするの面倒くさくなっちゃうケースもあるので、そういう使い方の確認するっていうのも、とても大事な場合だなと。 今みたいな声を把握したところからもお答えいただけるような簡単なアンケートみたいのをやる予定っていう理解でよろしかったでしょうか。
事務局	どういうやり方という特定はまだしないんですけども、少なくとも関係者の方にはタイミングを見て、アンケートのような形でご意見をいただく機会を、タイミングで設けさせていただければと思っております。
東本会長	アンケートでこういうことを聞いた方がいいんじゃないかとかというの、委員の皆様から出していただけるといいと思っていて、できればですね、福祉の専門じゃない人たちに届いてるかどうかの方が結構重要かなと思っていて、例えば刑事施設であれば、教育の担当とか、なるべく彼らとよく会う方に届くと一番いいのかなと思っています。 結構急ぎではない使い方と、実は届かなきゃいけない人に届くのが遅くなってしまうこともあるかと思うので、届かなきゃいけない人に届くような仕組みを考えていくっていう意味では、アンケートも何かご意見とかいただきながらと思いますし、何かその実施時期に応じたやり方をまた委員の皆様からご意見いただけたらと思いますので、新しい情報があれば、新しい情報ということもそうですし、ガイドブックだけではなくて今後ですね、このガイドブック関連の何か発信方法って、なかなか私、委員だから見ますけど、なかなか市のホームページを見て何かしようと思わない方なので、私はなんとなくSNSと

	いうか、何を選択するかっていうのはすごく難しいと思うんですけども、何か発信ができると、この関連のこういった催し物がありますよとかっていうのが、もっとできるといいなと思っています。 本体自体を更新しなくても、何か情報として、何か入手できる方法っていうのを考えるといいかなと。 実際にものが手に届かないと見ないかもしれないっていう意見もあるかもしれませんが、手に届く人はいるかもしれないっていうのが、SNSでもあるような気がしますので、それとネットワークでの発信とかっていうところも、ご議論いただけるといいなっていうふうに思います。 なかなか届いてほしいなというところと、あとは以前も申し上げたように、出所する日を選べないので、休日であったりとか、年末年始であったりとかって言うてどうしてもここに載せるのはなるべくならどうしても公的機関とかになってしまうところもありますので、追加情報が発信できるような方法とか、これだけ委員の皆様がいらっしゃるので持ってらっしゃる情報が、ちょっとした情報として何か出せるような機会っていうのができないかと模索してもいいのかなっていうふうに思いながら、ぜひ皆様広めていただいて更にアンケートにお答えいただく人を増やしていただくという活動もしていただけると、おそらく次の更新にも役に立つかなっていうふう思いますので、またご意見をいただければというふうに思います。 またぜひですね、次の会議の前でも構いませんので、事務局の方に使用状況とかこういったこととお伝えいただければと思いますが、この冊子が欲しいよっていうのは、受け付けていますか。
事務局	在庫の範囲ではございますが、対応させていただいております。
東本会長	そこまで数は多くはないけれど、早い方から順に、という感じですね。
事務局	はい。
東本会長	アンケートで好評だとかきっと皆さんのニーズがあるっていうことになると、もっと予算もつくかもしれませんが、ニーズと、多分使用方法の報告とかをされるといいではないかなと思うし、ここに置いてあるといいんじゃないかなっていうこと

事務局	が自分の団体や他の機関でなくても、何かお気づきのことがあったらお声掛けいただけると良いかなというふうに思っってこういったイベントのときにPRを出した方がいいんじゃないかとかっていうのは、他のご意見でも構いませんので、いただければというふうに思います。 では、議事④「次期再犯防止推進計画について」です。 今年度は次期計画についてこの会議でも協議していくと伺っております。 今後の予定など、事務局から説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。 福祉政策課長村上でございます。 お手元の資料4「次期再犯防止推進計画について」をご覧ください。 令和6年3月に策定した現行の船橋市再犯防止推進計画ですが、令和8年度末、今年度末をもって計画期間が満了となります。 そのため、今年度中に次期計画の策定を進める必要がありますことから、本日は現行計画の概要を改めて説明させていただき、現段階で検討している次期計画の変更イメージなどについて共有させていただければと思います。 まず、現行計画の概要について説明させていただきますので、資料4-2、A3の「船橋市再犯防止推進計画 概要版」をご覧ください、補助的に冊子の方もご覧ください。 資料4の左上「1 計画の概要」をご覧ください。 まず、計画の趣旨です。 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない方、薬物やアルコール等への依存のある方、高齢で身寄りがない方など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在しております。こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要であり、その推進のため「船橋市再犯防止推進計画」を策定いたしました。 計画の位置付けですが、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」となります。 計画の対象者ですが、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者としております。
-----	--

	計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。 次に「2 再犯の防止等を取り巻く状況」というところで、 現行計画を策定した段階におけるグラフではございますが、 上のグラフでは、刑法犯の認知件数が年々減少傾向にある一方で、 下のグラフでは検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率と言いますが、 これが約5割ということで、犯罪者の2人に1人が再犯者であるという状況を示しております。 資料の右上、「3 具体的な取組」について、1～6のとおり「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「学校等と連携した修学支援の実施」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」「民間協力者の活動の促進」「地域による包摂を推進」ということで、6つにジャンル分けして取組を記載しております、これらは国から示された重要課題を踏まえ設定した内容となっております。 最後に、資料の右下「4 計画の推進体制」をご覧ください。 計画の推進体制として、このネットワーク会議を設置させていただき、 関係機関の連携強化、支援体制の構築を進めることとしております。 現行計画の説明は以上です。 資料4に戻っていただき、「3.次期計画における検討事項など」をご覧ください。 「基本的事項」とありますが、お手元の冊子にありますとおり、 現行の計画については「船橋市再犯防止推進計画」という単独の計画となっております。 自治体によっては地域福祉計画などの計画と一体的に策定している状況もございますが、 船橋市としては次期計画につきましても引き続き単独計画として策定を進めてまいります。 ここで、冊子の3ページをご覧ください。現行計画の位置づけについて説明したページとなっております。 下のイメージ図にもありますが、市の最上位計画である総合計画や福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめとして、 高齢、障害、こどもなどの個別計画における取組など、市として再犯防止を推進していく上では様々な分野が互いに連携しながら進めていく必要があります。 次期計画の策定に当たっても、そのことは変わりありませんので、 関連する分野の取組も意識しながら策定を進めていければと考えております。 資料4に戻っていただき、3の2つ目の項目「計画の構成について」です。
--	--

先ほど A3 の概要版に記載のある 1～4 の内容は、現行計画の 1 章～4 章となっております。基本的な計画の構成については、次期計画においても基本的には維持する方向で考えております。

次に 3 点目「主な検討事項、変更予定など」です。

まず、1 つ目の●、計画の期間についてですが、現行計画が令和 6 年度～8 年度の 3 年間となっておりますが、次期計画においては国や県の計画と合わせ、5 年間に変更したいと考えております。

次に 2 つ目の●、「統計データの更新」ですが、現行計画に掲載しております各種統計データについては時点を更新いたしますとともに、必要に応じて統計データの内容も見直してまいりたいと考えております。

次に 3 つ目の●、「具体的な取組について」ですが、A3 の概要版にて説明いたしました具体的な市の取組として、全部で 6 項目ございましたが、こちらの内容に関連する事業例を記載してまいります。

例えば冊子の 1 2 ページでは就労に関連する取組がございましたが、こちらについても適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に 4 つ目の●、「計画の推進について」ですが、計画の推進体制については、次期計画においても引き続き本ネットワーク会議を中心にすすめてまいりたいと考えております。

次に 5 つ目の●、「(仮称) 計画(やさしい版)の作成」ですが、現行計画では、お手元の冊子と A3 の概要版の 2 つを発行しておりますが、こどもや若年層などにもより平易な内容としてわかりやすく市の取組を伝えていくためにも、いわゆるやさしい版の作成も行いたいと考えております。

最後に 6 つ目の●、「その他」とあります。

次期計画においては、現行計画期間の振り返りについても設けたいと考えております。このネットワークを設置し、ガイドブックの作成に取り組んだことが大きな成果と考えておりますので、そういったことについても触れていく形になろうかと考えております。

また、冊子の 3 7 ページをご覧ください。

現行計画では、いくつかの相談窓口の情報を掲載させていただいておりますが、計画とガイドブックのそれぞれの役割分担を踏まえ、このあたりの情報は次期計画からは削除し、ガイドブックに一元化していければと考えているところでございます。

	次に資料４の「４．依頼事項」をご覧ください。 「現行計画に掲載している各団体の寄稿について、次期計画においても掲載にご協力をお願いします。具体的には、別途原稿の作成を依頼いたします。」とあります。 冊子の表紙から２枚めくっていただき、目次の見開きの右下をご覧くださいますと、「寄稿・コラム」ということで、様々な団体の紹介をさせていただいております。 次期計画においても様々な関係機関の取組を紹介させていただきたいと考えておりますので、またご協力をお願いいたします。 改めて依頼内容を文書等でお知らせいたしますので、ご協力いただける団体様におかれましては、ぜひともよろしくお願いいたします。 最後に資料４の「５．今後の予定」をご覧ください。 本ネットワーク会議ですが、今年度は今回を含めて３回を予定しておりますが、計画に関しては記載してあるようなイメージで進めていきたいと考えております。 限られた回数の中ではございますが、次回は計画の素案の協議ということで、本日説明させていただいた内容などを計画の中に落とし込んだ形でご覧いただくイメージにはなるかと思います。 事務局としても委員の皆様にご覧いただく前にある程度時間をかけてご覧いただけるよう準備を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 次期計画の説明については、以上でございます。
東本会長	ありがとうございます。 説明いただきましたが、質問等がありますでしょうか。
小出委員	社会福祉協議会の小出です。説明ありがとうございました。 市民の方と話す機会があって、再犯防止推進計画の話をするんですけど、やっぱり市民の反応ってすごい薄いんですね。 担当課としてはそこら辺どう捉えてるのかなっていうのが気になることと、計画の変更してる自治体を調べてみたら、八王子市が、やっぱり再犯防止って市民の関心と理解を深めることが重要だによってことが出てまして、広報啓発活動の推進ってことを項目立てしてて、取り組んでいるんですね。 やっぱりこれはすごい大事なことになるので、市民の関心を促すために、広報とか啓発の推進ということをぜひ盛り込むべきじゃないかなっていう、いろんな話をしている中で感じたことな

事務局	ので、この場で発言させていただきました。 ご意見ありがとうございます。 どういう形で表現ができるのか検討させていただきますが、やはり確かに事務局をやっていて、市民の皆様の関心が高いかというと、確かにいろいろな事業などに比べると、どうしても関心といいますか、自分のこととあまり捉えてないという面も否定できないとは感じているところです。 今回ガイドブックができて良い機会でしたので、ホームページやチラシなどあるいは関係機関周知などをさせていただきましたけれども、とはいえこれまで積極的にやって来たというような状況ではないのかもしれませんが。 ただ我々としてはこういった機会を捉えて市民の皆様の関心を高めていくことが必要であるというのは考えておりますので、今後どのようなことができるか改めて考えていきたいと思えます。
東本会長	ありがとうございます。 その答えはそのとおりだというふうに思っていて、私の理解が足りない部分もあるかもしれませんが、単独計画であることってというのがどのぐらいのメリットとどのぐらいの効果でどう発信力を持つことなのかっていうのを少しだけ共有していただきたいんですけど、おそらく市民の方の関心度が低いことも、現状としては再犯防止のために立ち上げた事業っていうことが、まだ手元にないっていうところと、でも出所した方とか再犯防止になるような支援としてふさわしいと思っている資源を活用したりそこに追加で支援とか資源がついているってことは事実なんですけれども。 なので、なんですかねどういう事業が再犯防止推進計画の建付けのもとに運営されているのかっていうのは多分わからないっていうところが非常に大きいところだと思うんですが、新たに何か立ち上げるってことでもないっていうのも事実だと思うんですけど。 一つの計画であることの、船橋市事務局とかその担当としての動きだとか、何かこういうことはできるようなたてつけになっているのでっていうヒントをいただけるといいなと思います。
事務局	事務局です。手を挙げる前に、何か答えを持ってあげたわけではないんですけども、まず単独計画でない自治体が大半で

東本会長	ございます。私の調べた範囲だと 8 割以上が、いわゆる地域福祉計画ですとか、そういった計画と一体的に計画の枠の 1 ページのような形で終わらせてしまってるような自治体がほとんどでございます。 そんな中我々事務局としては、再犯防止計画の重要性、必要性を認識した上で、これは一体的にではなく、単独の計画でやるべきなんだろうと認識してさらにこの 3 年間、皆様が実際に精力的に会議の中でいろんな意見等をいただいておりますので、単独でやるのが、よりいいんだろうなというふうに考えたところでございます。 何か単独でやることで何かメリットとかいうふうになると、なかなか具体的なこう並べられるようなものがあるかということとそこまでではないんですけれど、ただ実際の計画が単体での掲載をされますので計画の周知としては、一体であるよりも、より何らかの効果があるのではないかと考えます。 広報できないかというか、事務局の努力が市民に伝わりにくいっていうのはあるっていう中ではこのガイドブックがその変化であり、それを使ってどういうふうにしていくのかっていうこれからの課題と、まさに小出委員がおっしゃった市民への何を啓発するための活動なのかみたいなのはすごく大事なというふうに思うのですが、何か、やっぱり計画の中でその熱意がなかなかこう伝わりにくいと思っていて、増やしますとか拡充しますっていうところと、それが再犯防止推進計画によって動いているところなんだっていうところの、何か表現がきつと計画に出てこないといけないのかなっていうふうにちょっと思いまして、わかりにくくて恐縮なんですけど、何かちょっと関連する具体的な事業例が多分ちょっと見えにくいのかなっていうふうに、単体ではないところでこれが他の政策に基づいた形とかこの計画に、これはもう多分再犯防止にも役立っていますっていう項目がついてるぐらいなのか、そこが主で走らせているところにもなるかと思うんですけども、その辺の協議が必要かなと思うんですけども、特に委員の皆様で再犯防止推進計画という計画がこの地域にあることで、動けていることであるのかとか、おそらくガイドブックが今一番だとは思いますが、例えば、保護司会の方々が何かする際に、ポスターみたいなものを何か貼ってみるとかその啓発のためにネットワーク会議も何かしてみるとかも考えていいかなと思います。
戸松副会長	船橋地区保護司会の戸松です。

東本会長	先ほど話が出ておりましたが、我々保護司会としては、7月の強化月間において、市役所の第一駐車場に横断幕を設置させていただいたり、啓発活動としてはそういう形と、それから、船橋市役所の1階ロビーで、社会を明るくする運動、更生保護活動のパネル展示会、過去5年間ですかね、7月に行っています。 ただ、市民の理解がですね、どの程度までいっているかというのは把握はできておりませんが、毎年1週間しかやってませんが、期間中、来場者数は年々増えてはいます。 最初は100名ちょっとかだったかなと思いますけれども、現状では、先日集計しましたらやはり400名、450名とかなり数が増えてきております。 再犯防止に関しまして先ほど事務局から説明があったかと思いますが、やはり出所しまして、2年、3年の中ですら、再犯率がやはり40%以上超えてる。 ということは2人に1人は2年か3年したら戻ってくると、再犯して戻ってくるというのが現状ですので、我々の活動としましては、それを継続しながらもう少し、違うやり方でね、皆様のご協力をいただきながら、できるものがあればと思っています。 また、福祉政策課の職員の方とちょっとお話はさせていただいておりますが、小さい規模で、この市役所の周りで一般市民、地域、小学校の方たちを巻き込んだ中でね、連携して、そういう再犯防止、啓発広報活動という形で市民に理解していただくという動きを今頭の中では考えています。 今年はやらないにしても来年、次年度には載せていきたいなと思っています。 委員の方たちには、その時にはご協力をいただきたいなとは思っておりますので、よろしくお願いします。 具体的にこういう方法で啓発していくってところまで計画には載らないかもしれないんですけども、委員おっしゃったようにやっぱり、そもそも市民に啓発するとは何かみたいな探索みたいなのは計画としてとても大事ななっているふうに思っています。 私がお配りした資料の中でも、「西千葉マルシェ」などでは、先ほど言った地域で暮らすってどういうことかとか、もし近くに何か、困ったなっていうようなお家があったらどうするかみたいなその他地域の課題について、本当に対話するとか自分の困ったことについて対話するとかっていう会が定期的に開かれ
------	--

清水委員	ていて、そういうことが、結果再犯防止に繋がるんだっていうのが発のような気がするんで、少し書きましたけど渋谷区では「のんびりフィーカ」を月1回やったりとかして全然支援者とかそういうのに関わらず、参加できる人が集まって、対話をするっていうのをやっているんですけど、そういうのが結局は地域の力に繋がっているような気がします。 なので、そういったことが結果啓発に繋がっていくのかっていうところは委員の皆さんの手応えとかも含めて、啓発活動っぽくない啓発活動でもいいんですけど、結果そうなるとか結果みんなが身近に、隣の人のことを考えると、あと最近地域に新しく住みだした人のことを考えていくみたいなことになっていけばいいのかなっていうふうに思いますので、何かそういったイベントがあって、何か我々でも参加できることがあってとかっていうのとかも含めてですけど、変わっていけばいいんじゃないかなって思います。悪くはないですけど啓発活動とかっていうと、何か有名な人が来るとか運動選手が来るとかっていうだけになっちゃうしとかもあったりする。これが何のことに繋がるんだろうっていうのもあるんでしょうけど、やっぱり地域で生活をし、知り合い続けるっていうことだと思うので、ぜひそういったところで、その今日いただいた思いというか、単独にしていきたいっていうような一つの計画じゃなくてこれを一つの計画としてやっていこうとするっていう、心意気が市民に伝わるといいなっていうふうに思っていて聞いておりましたので、皆さんのこういったイベントがありますよとか、メーリングリストで流していただけることもあるかと思いますので情報共有しながら、この場を大切にしていければと思います。 推進計画を少しスリム化して、あのガイドブックに移ったところは、移していただいて今こういった啓発とか、実際に動いている事業とか、何か頑張っているところのアピールが計画にもっと載せてもいいんじゃないかなっていうふうに他に何かございますでしょうか。 すいません、3ページの他の計画との関係が出てくるんですけど、真ん中に書いてある障害者施策に関する計画、これとの連動はどうされているのかなっていうところがあまり見えてなくて、ちょうど今障害者施策の計画も策定中なんですけど、その中でも防災とか防犯とかの話が出てくるんですが、基本的には火の用心であったり、見回りであったりっていうことが書かれています。 自立支援協議会の中でも、この再犯防止推進計画を知らない
------	--

	人もいるんですね。以前、再犯防止推進計画ができたときに説明に来ていただいたんですけど、そういった中で障害福祉の計画にこういったその計画の文言が、乗らないっていうことにすごく違和感があります。 個別の計画であることは、すごくいいとは思っていますけれど、ただ連動するものが全くないように感じる。 だから障害の方で計画の中に、この再犯防止推進計画みたいなものが載ってれば、そこに連動性を感じて、自分たちの議論のときにそんな話が出たりするんですけども、その物自体載らないので、多分、高齢の方も、こどもの方にも載らないですね。 なんとなく孤立化している計画になっちゃっていると、先ほどおっしゃったように、地域で広めるようなところに引っかかってこないんですね。 やっぱり再犯防止のためにイベントをやれば計画のこととかは出てくる、だけど障害者記念週間で再犯防止は出てこないんですね。目的が違うということで。だけど、障害にも載せるっていうことがあると、もしかするとそこから広まっていくんじゃないのかなという思いがあって、障害福祉課にもお話をさせていただいていますけれども、総量の問題とか、バランスの問題で、っていうことで今進んでるんですけど、なんか勿体ないなと、障害分野にも知らない人の方が多かったりするので、ちょっとその辺が残念かなと思っています。
東本会長	ありがとうございます。 「連携」って言葉は簡単に使えますけどみたいな感じもありますね。またご意見をいただきつつ、この計画がどこの計画にも載っていくような計画になるのかっていう繋がりは本当に大事なテーマだと思って伺っておりました。 申し訳ありません、時間の関係もありますので、最後に、その他ということで、川名委員から書籍のご紹介等いただければと思います。
川名委員	はい。今年の5月ですね、「再犯防止・社会復帰支援の実務」ということで、本を発刊いたしました。 千葉県弁護士会の村山先生をはじめ、弁護士会の方5名を含め、50名で我々も前から勉強会をやっております。矯正施設の就労支援の方、少年刑務所、それから保護観察所の保護観察官、家庭裁判所の調査官、それから児童相談所の職員、それに検察庁の刑事政策総合支援室で入口支援をやっている方とか、

みんなそれぞれいいことやっているんだけど、それぞれのポジションでどういうことをやっているかわからないということがありました。

再犯防止としては、昔は「居場所と出番」、いわゆる就職と住む場所があれば社会復帰できるというふうに言われていましたけど、先ほど話のあったように、障害を持っていたり高齢であったりですとか、問題を抱えている刑余者が多いという中で、いろんなところが連携していかないと社会復帰するのは簡単ではないと感じています。

ということで、年に3回から5回ぐらいですね、みんなで集まって、人間関係を作ってお互いに連携してやっていきましょうということで勉強会をしています。

ということで、この本の発刊になりました。37名の方に書いていただいたんですけども、ちょっとそれぞれの専門で詳細に説明しているので難しくて、逆にわかりづらい部分もあるかもしれません。

それを勘案するとですね、船橋市のガイドブックはわかりやすく、素晴らしいなというふうに思っております。

他にも、再犯防止の会議に参加していますが、各々が自分の成功事例を発表しているだけで、会議のための会議が多くなっちゃっているかなというときもあります。

それを一歩進めて、どうやって連携していくかを考えようと提案しているんですけど、なかなかそれが進まないというのが実態で、やはりその一つの解決策の答えとしてこういうガイドブックあるんじゃないかなと感じています。

福祉、医療、司法、行政、就労、居住など、それぞれが一生懸命にそれぞれの立場でできることをやっていらっしゃいます。

こういうガイドブックなどを通じてそれを知り合えることによってですね、誰のところに声をかけたらいいのかなというのが非常にわかりやすいようにできているかなというふうに考えています。

紹介した本の方では、具体的に何をやっているかっていうことを細かく書いていますけれども、逆にそれを全部消化するのは結構難しいので、まずはとっかかりの部分で、どこと連携したらいいのかっていうのを考えられる内容に、ガイドブックはなっていると思います。

失礼な言い方になるかもしれませんが、対象者の皆さんも、難しい内容になるとなかなか読まないんじゃないかと思いますし、ネットを見て自分で動くということも難しいと思います。

	ですけれど、やはり支援につながった対象者に関わっている人が意識を持って連携することが一番、再犯防止に繋がるというふうに私自身は意識して活動しています。 今現在、職員２人で４０名の対象者を抱えています。１人１人面接をして、就職希望先や住まいの希望を全部確認しながら、毎日のように動いています。 本人の希望は、さまざまです。 船橋市内に協力雇用主として登録している事業所は６３社ぐらいで、非常に多いと思っていますけれども、それでも私は足りないと思っています。 残念なことには、その６３社の名前を公表できない。公表してしまいますと、一般の市民の人からすると、あの会社は犯罪者を働かせているというような、逆に近寄らなくなっちゃったりですね、風評リスクが懸念されるということで、６３社いても公表できないという実態があります。 ですから、この仕事は何と言いますか、重要だと思いますけれども、なかなかＰＲしたり、認知させたりというのは、難しい内容の業務じゃないかなというふうに個人的には思っています。 船橋、柏、千葉というのはどうしても人口も多くて事件数が多いですので、対象者の数が多い、こういう地域だと思っていますので、何としてもですね、今言った良い連携ができて、１人でも多く、社会復帰、立ち直りに協力させていただけたらありがたいなというふうに思っています。 本のＰＲはあまり得意ではないので、あれですけども、支援に関わる人の連携が一番重要なというふうに思っています。 １つの問題だけ解決して、立ち直るということはもうない時代だなというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
東本会長	ありがとうございました。会議のための会議になってなかったと思えるような会議にできるように、これからもいろんな議論が出てくるとしますので、ぜひ全員が活用できるような会議にしていきたいと思っています。 それでは本日の議題は全て終了いたしました、また何かありましたら事務局の方にご連絡をいただければと思います。 本日の審議を終了いたしますが、最後に事務局から連絡事項ありましたらお願いいたします。
事務局	時間の関係もございますので、手短に連絡事項として３点ほ

東本会長	ど、失礼いたします。 １点目、本日の会議の会議録につきましては、事務局にて作成したのち委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。 改めて文書にてお知らせいたしますので、こちらにつきましてもどうぞよろしくお願いいたします。 ２点目、先ほど説明いたしましたが、後日次期計画への寄稿・コラムの依頼をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。 ３点目、委員への報償金についてですが、報償金を支払われている方については、今年度より１３，０００円に変更となりましたので、ご承知おきください。 以上です。 ありがとうございました。 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。 皆様、本日はありがとうございました。
------	---